

■特別区の財政運営（住民サービスの維持）

特別区の住民サービス維持に必要な財源を配分

《サービス維持の基本》

- 大阪市が担ってきた事務は、適正に特別区と大阪府に引き継ぎ
- 事務分担に応じた財源配分
⇒ 大阪市の現行サービスを維持できる財源を配分
- 敬老パス・子ども医療費・塾代助成など、特色ある住民サービスも含めて維持

《特別区の財政運営への配慮》

- 特別区の設置から10年間は、各年度20億円を特別加算してより安定的に（設置コストにも対応）

《特別区の財政収支》

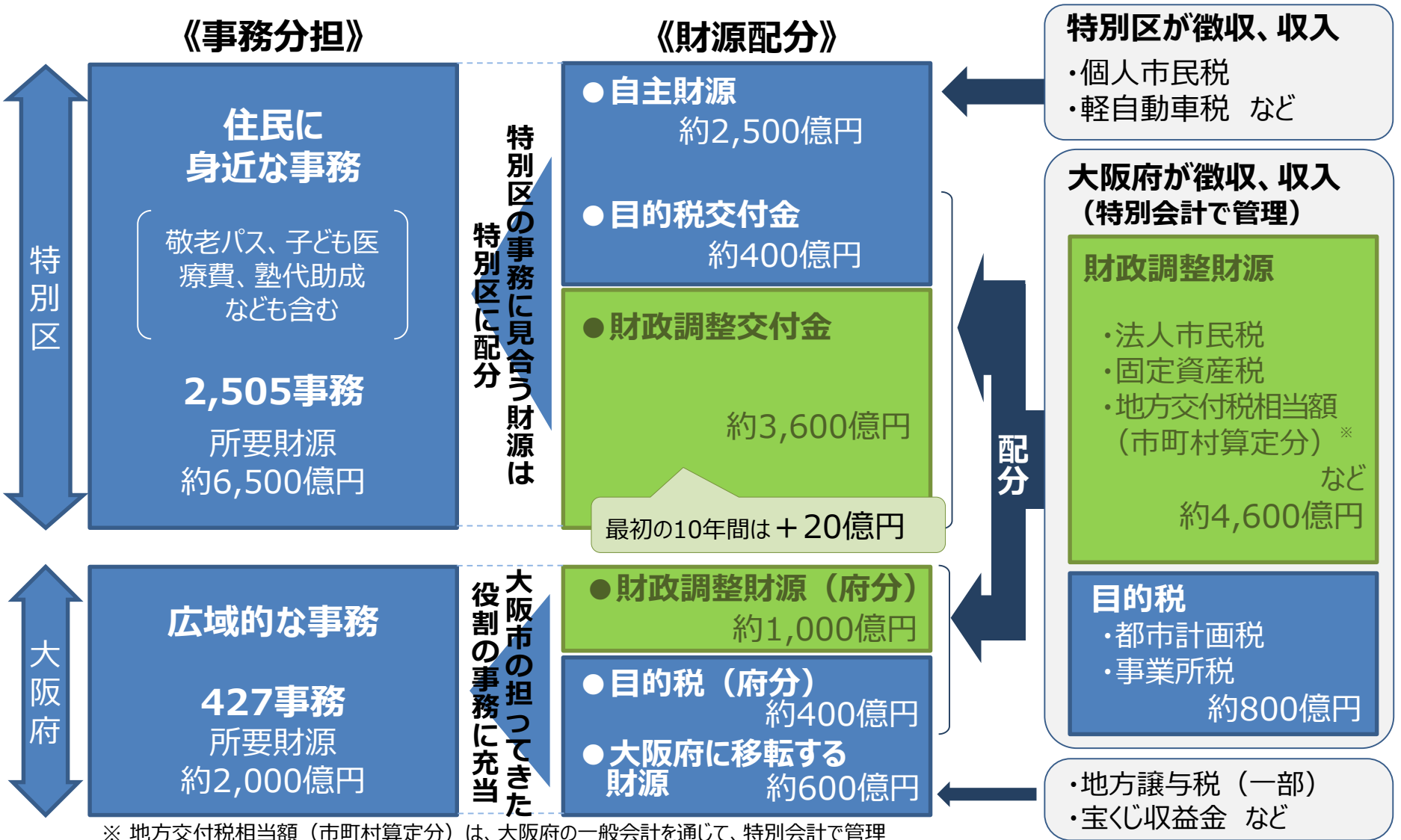
- 大阪市独自の事業や設置コスト・職員採用の増も織り込んだ財政シミュレーションでも、収支不足は発生しない

大阪府に配分される財源について

- 大阪府に配分された財源は、すべて現在大阪市が担っている役割の事務に充当し、財源の使途は公表

■ 住民サービスを支える財源配分

事務分担に応じた財源配分



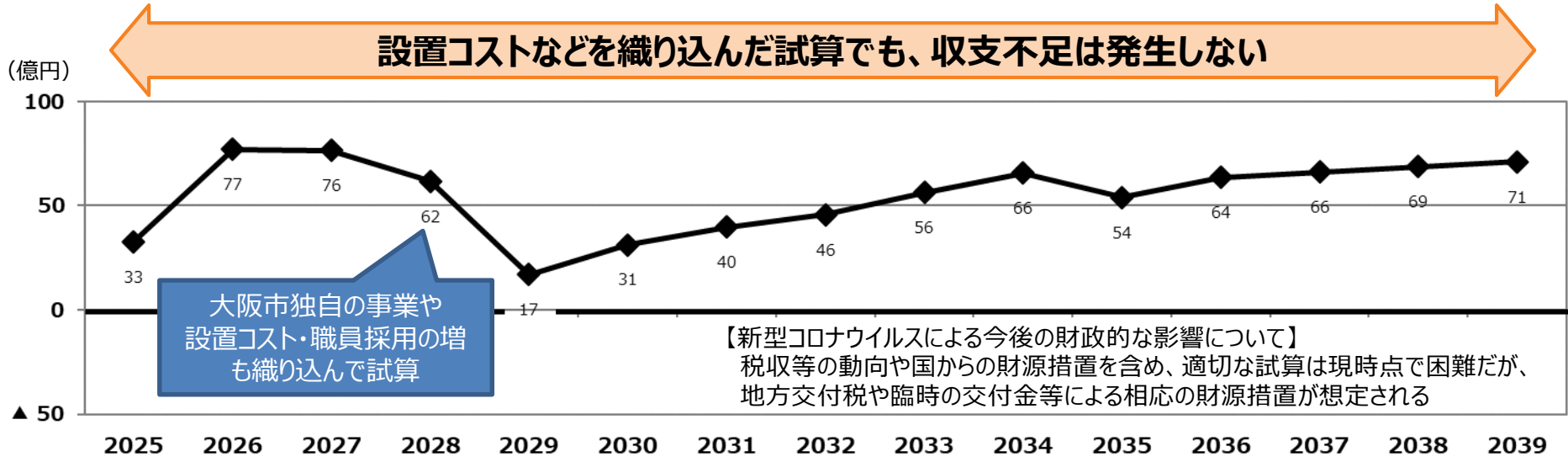
※ 地方交付税相当額（市町村算定分）は、大阪府の一般会計を通じて、特別会計で管理

（金額は2016（平成28）年度一般会計決算ベース（一般財源））

■特別区財政の見通し（財政シミュレーション）

特別区全体の収支

※ 特別区の財政運営が将来的に成り立つのかなどを検証するための参考として、大阪市「今後の財政収支概算（粗い試算）」（2020年3月版）の数値等を使用し、一定の前提をおいた上で作成



財源活用可能額（区財政調整基金含む）

財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる

